

埼玉工業大学公的研究費不正防止計画

埼玉工業大学は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」による公的研究資金等の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

項目	不正の発生する要因	対応する不正防止計画
機関内の責任体系の明確化	周知不足により研究費の管理および執行に対して責任が曖昧になるおそれがある。	学内外の研究費の責任体系を明確にする。
ルールの明確化・統一化	研究費の使用ルールとその運用が乖離するおそれがある。	使用マニュアルの作成や説明会を開催し変更点などの周知を徹底する。
コンプライアンス(法令遵守)の徹底	法令遵守意識の低下	公的研究費の不正防止等のため、法令および学内諸規程の内容について、周知徹底を図るためのコンプライアンス研修会を開催する。
物品検収	物品の調達については、不正使用が発生しやすいので牽制体制が必要。	納品検収は必ず検収室担当者が実施する。
謝金等実態の把握	支払にあたっては勤務管理、税金の問題等があることから適正な運用をおこなうためには事前に情報が必要となる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の申請を原則とし、打合せをおこなうことにより、詳細の確認準備をおこなう。 ・ 勤務状況については厳正に事実を確認する。
旅費の実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他業務との重複 ・ 業務の適正性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の計画、具体的な目的を事前に確認。 ・ 精算あたっては証拠書類の提出を求める。
予算執行状況の把握	予算執行が年度末に集中する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の執行状況を定期的に確認 ・ 今後の計画についての確認
相談窓口	研究者の誤った理解、判断にもとづく研究費の使用	教育研究支援課を相談窓口とし適正使用のための指導・助言を行う。
通報窓口	学内外から通報を受ける窓口がない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育研究支援課を通報窓口とする。 また、内部監査も実施する。 ・ 不正リスクの早期発見を図る。
定期的なモニタリングの実施	不正防止計画を適正におこなう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年1回実施 ・ 制度・運用の見直し等をおこなう。
監事に求められる役割の明確化	研究費不正防止に関するPDCAサイクルの形骸化	監事は不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し意見を述べるほか、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を役員会等で意見を述べる。